

# 能美市パブリックコメント手続実施要綱

平成19年9月1日

能美市告示第88号

(趣旨)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続について必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画の促進を図り、市民との協働による市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策の策定に当たり、当該政策の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見、情報等（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、提出された意見等を考慮して市としての意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、市長（公営企業を含む）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。

3 この告示において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対し納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げる者の他、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げるものを対象としてパブリックコメント手続を実施する。

- (1) 総合計画その他重要な基本計画等の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃に係る案の策定

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 法令またはその他の規定等により、市民の意見の聴取手続等が定められているもの

(2) 市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料等の徴収に関するもの

(3) 緊急を要すると認められるもの

(4) 裁量の余地が少ないと認められるもの

(5) 軽微なものと認められるもの

(公表の時期及び公表方法等)

第4条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、当該対象となる政策の策定の意思決定前に、当該政策の策定の案（以下「策定案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により策定案を公表するときは、これに併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 策定案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 策定案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点

(3) 市民等が当該策定案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市のホームページへの掲載

(2) 担当課窓口での閲覧または配布

(3) 実施機関が指定する場所での閲覧または配布

(意見等の提出期間及び提出方法)

第5条 実施機関は、前条の規定による公表の日から1箇月以上の期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。この場合において、実施機関は公表の際に、当該意見等の提出期間を明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむをえない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期限を1箇月未満とすることができる。

3 実施機関は、次の各号に掲げる方法により、案に対する市民からの意見を受け付けるものとする。

(1) 郵便等

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 担当課窓口への提出

(5) 実施機関が指定する場所への提出

4 意見を提出しようとする市民等は、原則として住所、氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)及び連絡先を明らかにするものとする。

(意思決定及び公表)

第6条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策策定の意思決定(以下単に「意思決定」という。)を行うものとする。

2 実施機関は、策定案のとおり意思決定を行ったときは提出された意見に対する実施機関の考え方を、策定案を修正して意思決定を行ったときはこれらにあわせてその修正内容についても公表しなければならない。ただし、能美市情報公開条例(平成17年能美市条例第8号)第6条の規定による非公開情報に該当する情報は、除くものとする。

3 第4条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(意思決定過程の特例)

第7条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づいて設置する付属機関または実施機関が設置するこれに準ずる機関が第4条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策の策定を行う場合においては、この告示の規定は適用しない。

(一覧表の作成)

第8条 市長は、パブリックコメント手続を実施している策定案について、その一覧を作成し、公表するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 実施機関は、収集した個人情報については、能美市個人情報保護条例(平成17年能美市条例第9号)に基づき適切に取り扱うものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。